

訪問看護ステーション重要事項説明書

当事業者は、医療法人明美会が運営する訪問看護ステーションであり和歌山県知事から訪問看護事業運営の指定を受け事業を実施します。

1（きび訪問看護ステーションの概要）

事業者名	医療法人 明美会
法人所在地	和歌山県有田郡有田川町小島 15 番地
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 南 良 暢
電話番号	0737-52-3730
指定番号	和歌山県指定 3061690008
営業日	月曜日～土曜日（土曜日は9：00～12：00） 休日・12月30日から1月3日 日曜日
営業時間	午前9時から17時30分（土曜日9：00～12：00） 24時間体制
サービス提供地域	有田川町・湯浅町・広川町・有田市

2（職員体制）

管理者（訪問看護師と兼務）	看護師	常勤	兼務	1	名
	看護師	常勤	兼務	2	名
		常勤	専従	2	名
		非常勤	専従	3	名
	准看護師	常勤	兼務	1	名
	理学療法士	常勤	兼務	2	名
	作業療法士	非常勤	兼務	1	名

3（管理者氏名）

住 所： 和歌山県有田郡有田川町小島 16 番地
氏 名： 岩本小百合
連絡先： きび訪問看護ステーション
電 話： 0737-52-7483
緊急時携帯 090-5019-5054

4 サービス利用方法

1）（サービス提供の流れ）

- ① 介護支援専門員・地域包括支援センターの作成した介護サービス計画（介護予防サービス計画）及び主治医の指示に基づき、病状管理や創傷処置、拘縮予防運動や認知症予防対応等（以下「サービス提供」をいいます。）をおこないます。サービス内容を説明し、ご理解いただいたうえで訪問看護（介護予防訪問看護）利用契約（申込書と兼ねます）を結びます。
- ② 契約後、訪問看護師が申込者の居宅を訪問し、サービス提供を行います。

2) 災害時の対応

訪問当日7時の気象情報において、暴風雨警報及び特別警報が発令された場合、避難勧告や避難指示が発令された場合、大雪の場合等は、訪問中止させていただくことがあります。訪問中に地震等の大災害が発生した場合等は、職員自身の安全確保に努めるよう指導しています。

5 (利用料金等)

① 利用料金

利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、介護保険あるいは医療保険の法定利用料に基づく金額です。

介護保険制度において「要支援1・2」または「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の負担割合に応じて料金が異なります。

1回当たりの利用料は以下のとおりとなっています。

訪問看護ステーションにおける費用（医療の場合）

基本療養費

看護師・理学療法士（週3日まで） 1回 555円

看護師・理学療法士（週3日以降） 1回 655円

管理療養費

1日目 1回 767円

2日目以降 1回 300円

特別管理加算 (1)月 250円 (2)月 500円

24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算 月 680円

難病等複数回訪問加算 2回 1055円 3回目 1355円

ターミナル加算 2500円

但し、医療保険を使った場合で、自己負担額が2割の方は上記2倍、自己負担が3割の方は上記3倍の利用料金となります。

特定疾患、生活保護等の全額公費負担の方は、利用料は発生いたしません。

訪問看護ステーションにおける費用（要支援・要介護の場合）

	看護師（理学療法士）	准看護師
20分未満	314 円	283 円
30分未満	471 円	424 円
30分以上1時間未満	823 円	741 円
1時間以上1時間半未満	1128 円	1015 円
※サービス提供体制加算 6 円/回		
※夜間・早朝の場合は 25%加算、深夜の場合は 50%加算		
※特別管理加算 500 円/月		
（呼吸器、気管カニューレ、ストーマ、留置カテーテルなどの管理）		
※ 特別管理加算 250 円/月		
（ストーマ、真皮をこえる褥瘡などの管理）		
※ 緊急時訪問看護加算Ⅰ 600 円/月		
理学療法士による訪問リハビリテーション		
20 分	294 円+6 円（サービス提供体制加算）	
初回加算	300 円	
退院当日訪問加算	350 円	
口腔連携強化加算	50 円	
ターミナル加算	2500 円	

但し、介護保険を使った場合で、自己負担額が 2 割の方は上記 2 倍、自己負担が 3 割の方は上記 3 倍の利用料金となります。

生活保護等の全額公費負担の方は、利用料は発生いたしません。

② 支払方法

料金が発生する場合、一ヶ月毎の清算とし翌月１０日までに前月分の請求をいたしますので、毎月２０日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は原則銀行口座振替（郵便局、農協、信用金庫でも可）といたします。

6（契約の更新）

申込者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。ただし、要介護度等に変更があった場合は、申込者との話し合いの上、新たに契約を取り交わすことになります。

申込者のご都合でサービスを終了する場合は、お申し出くだされば、いつでもこの契約を解約することができます。なお、解約料金は不要です。

7（運営の方針）

- 1 ステーションに勤務の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全身的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

8（苦情・相談の窓口）

- ① 当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

	担当者	受付時間（祝日・年末年始除く）	電話番号
医療法人明美会	事務長	月～金 9:00～17:00	0737-52-7484
国保連合会	介護保険課	月～金 9:00～17:00	073-427-4662
有田川町	介護保険課	月～金 9:00～17:00	0737-22-4502
湯浅町	介護保険課	月～金 9:00～17:00	0737-64-1120
広川町	介護保健課	月～金 9:00～17:00	0737-23-7724
有田市	介護保険課	月～金 9:00～17:00	0737-22-3538

事業所名 きび訪問看護ステーション

苦情解決責任者 事務長 南 雅彦

苦情受付 看護師 岩本小百合

連絡先 電 話 0737-52-7483

受付時間 上記１、きび訪問看護ステーションの概要の営業日及び営業時間通り

- ② 有田郡、有田市の介護保険サービスに関する苦情・相談については、有田郡内の各役場、有田市役所までお問い合わせください。

9 情報の開示

- ① 利用者からご希望のあった時は訪問看護に対するカルテをおみせ致します。看護師まで ご相談下さい
- ② ただし病状によってはお見せ出来ない場合もあります

10 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者および市町村等へ連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 11 訪問看護におけるリハビリについて、理学療法士、作業療法士によりリハビリを行っています。本来は看護業務の一環として看護師がリハビリテーションを実施することです。そのため看護職員の代わりに、理学療法士、作業療法士が訪問させるという位置づけのものであり、定期的な看護師の訪問が必要となります。

- 12 提供するサービスの第三者評価の実施状況： 有 ・ (無)

この度、きび訪問看護ステーションで行われている訪問看護について重要事項説明書の交付がなされ、重要事項の説明を受け、同意しましたのでその実施をお願いいたします。

利用者

住 所

氏 名 (印)

生年月日 年 月 日

電話番号 ()

代理人又は家族

住 所

氏 名 (印) 続柄 ()

生年月日 年 月 日

電話番号 ()